

## 鶴岡市地域福祉計画（鶴岡市）・鶴岡市地域福祉活動計画（市社協） 策定について

平成 27 年度

### 1. 経過、目的等

平成 12 年 6 月に改正された社会福祉法に基づき、鶴岡市では平成 16 年 3 月に地域福祉計画「つるおか地域福祉プラン」を策定しました。その後、平成 19 年 3 月には平成 17 年 10 月に合併した旧町村も含めた新しい鶴岡市に対応する地域福祉推進の指針として「つるおか地域福祉ビジョン 06」を策定しました。この計画は、計画期間を平成 22 年度までとしていましたので、新市総合計画の策定を受けて、平成 23 年 3 月に「つるおか地域福祉プラン 2010」を策定し推進してきました。

一方、鶴岡市社会福祉協議会では合併前のそれぞれの旧市町村社会福祉協議会において、地域福祉活動計画を策定し福祉コミュニティづくりを進め、合併後 5 年を経て、平成 23 年 5 月に「おだがいさまのまちづくり計画 2010」を策定し、鶴岡市全域における、住民主体活動を基本とした地域福祉を推進してきました。

この度、平成 26 年度からの鶴岡市総合計画後期基本計画の内容を踏まえながら、全国を上回る高齢化の進行と高齢者の単身世帯や高齢者のみ世帯の増加、また地域コミュニティの希薄化等により住民相互の支え合い機能低下による新たな課題に対応し、健やかに安心して暮らせる『健康福祉都市』の形成を市民と共に進めていくための新しい「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を市と市社会福祉協議会が連携・共同し策定するものです。

2. 策定年度 平成 27 年度

3. 計画期間 平成 28 年度～平成 32 年度（5 年間）

### 4. 策定組織等

- ◎策定委員会と事務局は、市、市社会福祉協議会の合同とする。
- ◎ワーキンググループは、市、市社会福祉協議会それぞれの職員から選出し、住民座談会・課題検討会等に合同で取り組む。
- ◎特定非営利活動法人日本地域福祉研究所の指導、助言をいただきながら、市と市社会福祉協議会が連携して取り組む。

### 5. 計画書の作成

地域福祉計画、地域福祉活動計画それぞれの計画書を作成する。

## 6. 計画策定手順等

### (1) 旧計画等の検証

↓ つるおか地域福祉プラン 2010(市)、おだがいさまのまちづくり計画 2010(市社協)等の推進状況等の検証。

### (2) 課題調査の実施

↓ 住民座談会、ヒアリング、アンケート等により課題調査を行う。

### (3) 課題・テーマの抽出及び検討

↓ 課題調査結果などから、地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会、ワーキンググループ、テーマ別部会において課題抽出及び検討を実施する。

### (4) 重点課題の整理

↓ 策定委員会、ワーキンググループ等で、計画に盛り込む重点課題についての検討、整理を行う。

### (5) 計画骨子の設定

↓ 策定委員会、ワーキンググループ等で、計画骨子について検討、設定。

### (6) 原案検討

↓ 策定委員会、庁内検討会、ワーキンググループ等で、原案について検討。

### (7) 地域福祉計画・地域福祉活動計画 完成

平成 28 年 3 月末日

## 7. 主な年間スケジュール予定 (7月以降。変更もあり)

7月	庁内検討会 ヒアリング(専門職機関等)	12月	策定委員会・テーマ別部会 ワーキンググループ会議
8月	策定委員会(8/1) 日本地域福祉研究所との協議	1月	ワーキンググループ会議
9月	アンケート調査	2月	庁内検討会 策定委員会・テーマ別部会 パブリックコメント
10月	策定委員会・テーマ別部会	3月	市社協会議等での承認、完成
11月	住民座談会		

第1回 鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会資料  
平成27年8月1日

# これまでの鶴岡市における 地域福祉計画・地域福祉活動計画 について

鶴岡市地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定事務局

# 地域福祉計画・地域福祉活動計画とは

～地域福祉を推進するために～

## ○ 地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備することを内容とする行政計画。

## ○ 地域福祉活動計画

社会福祉法第109条の規定に基づく社会福祉協議会が呼びかけて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行うもの、社会福祉を目的とする事業(福祉サービス)を経営するものが相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画。

## ○【参考】社会福祉法

### (地域福祉の推進)

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### (市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとする時は、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## ○【参考】社会福祉法

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

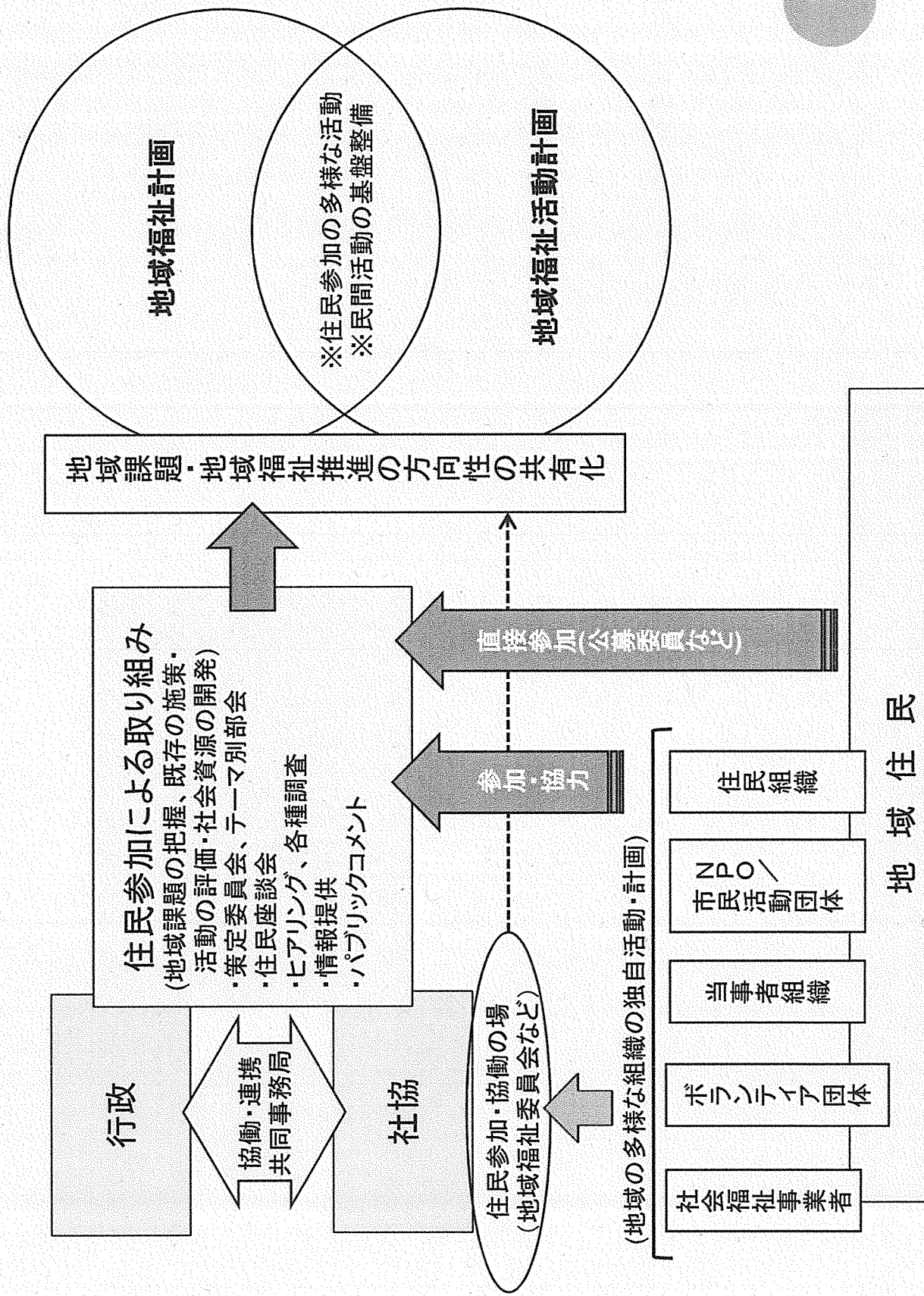
## 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体策定の意義

- 地域福祉計画と地域福祉活動計画はともに地域福祉の推進を  
目指すものであり、また、住民の参加を得て策定するものであるこ  
とから、内容を一部共有したり、策定過程を共有したりするなど相  
互に連携を図ることが必要です。

したがって、両計画の策定・実施・評価にあたっては、地域の  
生活課題や社会資源の状況、地域福祉推進の理念などについて  
共有化を図ったり、また地域住民の参加による福祉活動やそ  
の支援策を共通に位置づけるなど、相互に連携することが重要  
です。

一体となって策定されることにより、行政や住民、地域福祉活  
動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの役割や協  
働が明確化され、実行性が高まります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の協働した策定のプロセス(イメージ)





現在の地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけ

生命いきいき文化都市創造プラン  
(鶴岡市総合計画)

鶴岡市地域福祉計画  
鶴岡市

・いきいき健康つるおか 21  
↳保健行動計画↳  
・鶴岡市母子保健計画

・鶴岡めんこいプラン  
↳鶴岡市未来子育て環境計画↳  
・鶴岡市次世代育成  
支援対策推進後期行動計画

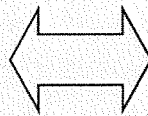
・新鶴岡市障害者保健福祉計画  
・鶴岡市障害福祉計画

・鶴岡市高齢者福祉計画  
・介護保険事業計画

整合・補完  
・補強

鶴岡市地域  
福祉活動計画

鶴岡市社会  
福祉協議会



鶴岡市社会福祉協議会  
発展・強化計画  
事業経営計画

# 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過①

年 度	事 業 内 容	説 明
平成9年	地域福祉活動計画策定 (社会福祉協議会)	◇ ハートピア21プラン 計画期間：平成10年度～平成20年度
平成12年	社会福祉法制定 介護保険制度施行	◇ 市町村に地域福祉計画策定の明文化
平成14年 ～15年	旧鶴岡市地域福祉計画 策定(平成16年3月)	◇ 平成14年11月～平成15年3月 住民座談会 「車座トーク」133ヶ所を実施 計画期間：平成16年度～平成20年度
平成16年	地域福祉活動計画策定 (社会福祉協議会)平成17年3月	◇ ハートピアプラン2005 計画期間：平成17年度～平成21年度
平成17年	市町村合併(10月) 市町村社協合併(10月)	◇ 鶴岡市以外は地域福祉計画未策定 ◇ 鶴岡市、朝日村、羽黒町、櫛引町以外は 地域福祉活動計画未策定
平成18年	「つるおか地域福祉ビジョ ン06」策定 - 新鶴岡市の 地域福祉推進のための提言 - 策定	◇ 10月～11月 合併した地域で住民座談会 「車座トーク」を51地域で開催 計画期間：平成19年度～平成22年度

## 鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画の経過②

年 度	事 業 内 容	説 明
平成22年	<p style="text-align: center;">地域福祉計画 「つるおか地域福祉プラン 2010」策定 (平成23年3月)</p> <p style="text-align: center;">地域福祉活動計画 「おたがいさまのまちづくり 計画2010」策定 (平成23年5月)</p>	<p>◇住民座談会「車座トーク」10月～11月 31ヶ所の町内会・自治会等で開催</p> <p>◇アンケート調査 11月～12月 市内事業所1,129事業所を 対象に実施。回答数448事業所。</p> <p>12月～1月 中学校3校・高等学校5校を 対象に実施。</p> <p>計画期間：平成23年度～平成27年度</p>

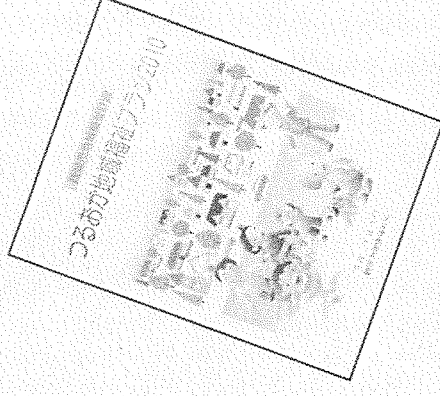
# 住民座談会「車座トーク」の開催（平成22年）



開催箇所数31ヶ所、参加住民548人、寄せられた意見は1,702件

## 地域福祉計画

# つるおか地域福祉プラン2010

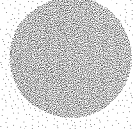


### ○基本理念

「安心すこやか 福祉でまちづくり 鶴岡」

### ○基本的な視点

1. 住民主体による地域の個性を活かしたまちづくり
2. 地域住民と行政のパートナーシップによる地域の課題へのチャレンジ
3. 保健・医療・福祉をはじめとする総合的なサービス提供システムの開発
4. 誰もが健康でいきいきと暮らせる健康生活づくり
5. サービスの質の確保と利用者の立場の尊重
6. 地域経済の活性化に結びつけた施策と住民活動の展開



## 「つるおか地域福祉プラン2010」における8つの重点課題

重点課題1 住民主体による福祉コミュニティづくりの推進と条件整備

重点課題2 個人・家族のニーズと地域の変化に対応した  
地域ケア体制とサービスの整備

重点課題3 地域リーダーの養成・確保と地域における  
課題解決のためのパートナーシップの構築

重点課題4 住民主体による健康増進・介護予防活動の推進

重点課題5 健やかな子育てと若者の成長を応援する施策の充実

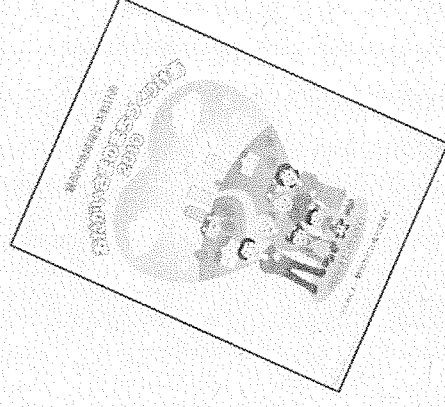
重点課題6 利用者の求めに応じたサービスの質の保証と  
地域で安心して住める権利擁護システムの構築

重点課題7 地域の活性化に結びつけた施策の展開

重点課題8 地域の防災・防犯力の強化

## 地域福祉活動計画

# おだがいさまのまちづくり計画2010

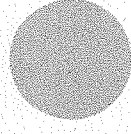


### ○基本理念

## 「おだがいさまのまちづくり」

### ○基本的な視点

1. 住民主体による地域における支え合い活動の推進体制の構築
2. 公・民協働で進める誰もが地域で安心して暮らしていただけるまちづくり
3. 「地域福祉は人づくり」の視点に立った人材の発掘と養成
4. 市民の信頼を得ることのできる社会福祉協議会の組織運営



## 「おだがいさまのまちづくり計画2010」における8つの重点課題

重点課題1 住民主体による地域における支え合い活動の推進

重点課題2 地域で安心して暮らしていただける個人・家族への支援と  
地域包括ケアの促進

重点課題3 住民に身近で利用しやすい相談支援体制の整備

重点課題4 福祉意識の啓発・地域の福祉活動を進める人材の  
発掘と養成

重点課題5 ボランティアセンター機能の充実、運営体制の整備

重点課題6 子ども・若者の社会参加と福祉教育の推進

重点課題7 権利擁護活動の充実と基盤整備

重点課題8 地域福祉を推進する中核的な組織としての  
社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化



## 鶴岡市の近年、また今後の地域福祉に関連する課題について

2015 年 8 月 1 日

鶴岡市地域福祉（活動）計画策定委員会

法政大学現代福祉学部・日本地域福祉研究所

宮城 孝

人口減少・超高齢社会の到来に伴う課題と対応策をめぐって

### (1) 高齢化率 30%時代における医療・介護保険財政の持続可能性の危機と地域包括ケアの構築

鶴岡市 高齢化率 2014 年 3 月 31 日現在 30.4%

75 歳以上人口比率 17.2%→ 2025 年にかけてさらに増加

一人暮らし高齢者世帯 3,892 世帯 全世帯の 8.1%

(第 1 学区、小堅、加茂、温海は 10%以上)

#### ① 医療・介護保険財政の持続可能性の危機

2015 年度～2017 年度(第 6 期 第 1 号被保険者保険料基準額 6,242 円

2025 年度推定 8,980 円程度と試算

居宅サービス利用の拡充の必要性

鶴岡市 居宅介護 (51.1%)、地域密着型介護(15.3%)、施設介護(30.6%)

介護予防(3.2%)

2015 年度介護保険給付費見込み

ホームヘルプサービス等居宅サービスの充実の必要性

訪問介護利用率(31.9%)、通所介護(63.8%)、訪問診療(4.6%)、訪問看護

(5.8%)

2013 年度宮城等による調査

地域住民の認知症を含む介護予防活動の充実

#### ② 鶴岡市の地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケア＝おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定（厚労省地域包括ケア研究会）。

「本人・家族の選択と心構え」を基盤に「すまいとすまい方」がまずあり、その上でしっかりとした「生活支援・福祉サービス」に基づいて「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・予防」が提供されるといった姿が想定されている。

- ・ 広い面積（過疎地域が点在する）や雪への対策など地理や自然条件の考慮の必要性
- ・ 家族との同居世帯が比較的多い地域特性（増加する独居高齢者、高齢者のみ世帯）
- ・ 女性の就業率が高い＝仕事と介護、家事との両立をいかに図るか。

医療や介護、住宅、生活支援・福祉サービス、健康・予防、交通、コミュニティ施策などの領域を横断した総合的支援策の拡充＝行政による領域横断的な地域包括ケアの推進・運営管理システムの構築（市長を本部長とする事務局設置の必要性）

移送サービスの重要性、訪問型サービスにおける移動の問題への対応の必要性

独居高齢者の閉じこもりや孤立死、老老介護問題への対応  
（おだがいさまネットなど住民相互の支えあい活動の普及の必要性）

要支援 1・2 高齢者への通所介護・訪問介護サービスの総合支援事業化  
（2017 年度開始）＝地域における担い手やサービスの調整システムの構築の必要性

認知症高齢者対策（新オレンジプランの施行）の推進

## （2）子育て支援、障害者の地域における自立生活支援に関して

子ども・子育て支援事業計画（2015 年度～2020 年度）の進行管理と地域福祉の関連について

- ・ 晩婚化・未婚化の進行、鶴岡市未婚率 男性 30～34 歳 42.6% 女性 26.0%  
(2010 年)
- ・ 児童虐待認定率 31 件（2013 年度）

- ・発達が気になる乳幼児の状況 117 件 (2014 年 10 月現在)  
鶴岡市障害福祉計画の進行管理と地域福祉の関連について
- ・福祉施設入所者の地域生活への移行  
施設入所者 2013 年度 233 人 → 2017 年度 目標値 223 人  
地域生活移行者数目標値 → 目標値 28 人
- ・福祉施設から一般就労への移行  
2013 年度 4 人 → 2017 年度 10 人
- ・2016 年 4 月から障害者差別解消法の施行  
障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり条件を付けたりするような行為が禁止。  
障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で「合理的な配慮」が求められる。
- ・発達障害児・者の支援のあり方（基幹的なセンターの必要性）
- ・精神障害者の社会的入院から地域移行（就労支援含む）
- ・障害者のいる世帯の高齢化にともなう相談・支援等の課題

### (3) 人口減少・超高齢化等に伴う地方創生と生活環境悪化への対応

人口減少、過疎化問題＝地方創生戦略とのジョイント

- ・ヒト・モノ・シゴトづくりと地域福祉との関連づけ
- ・次の世代が地域活性化や生活環境の維持などに取り組む活動を支援  
(出産適齢期の女性の減少等への対応＝婚活支援含む)
- ・空き家・空き店舗問題への対応  
(空き家対策特別措置法による対応、住宅セーフネット法に基づく居住支援協議会などによる空き家・空き店舗の活用)
- ・過疎化問題  
(住み慣れた地域で可能な限り住み続けることができる支援)

小さな拠点事業の活用、場合によっては、集合住宅などへの移住を

#### (4) 生活困窮状態にある住民への支援

2015年4月 生活困窮者自立支援法の施行

- ・生活困窮者の自立支援、子どもの貧困・貧困の連鎖の防止  
全国子どもの貧困率 16.2%
- ・母子世帯の約半分が貧困状態にある学習支援や落ち着いた生活環境の提供  
の必要性＝ニーズの実態把握の必要性
- ・若者等の引きこもり問題への対応  
実態把握、長期化する前に家族等からなるべく早期の相談支援の必要性

平成 27 年 8 月 1 日

第 1 回 鶴岡市地域福祉計画

・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画 策定委員会 テーマ別部会（案）

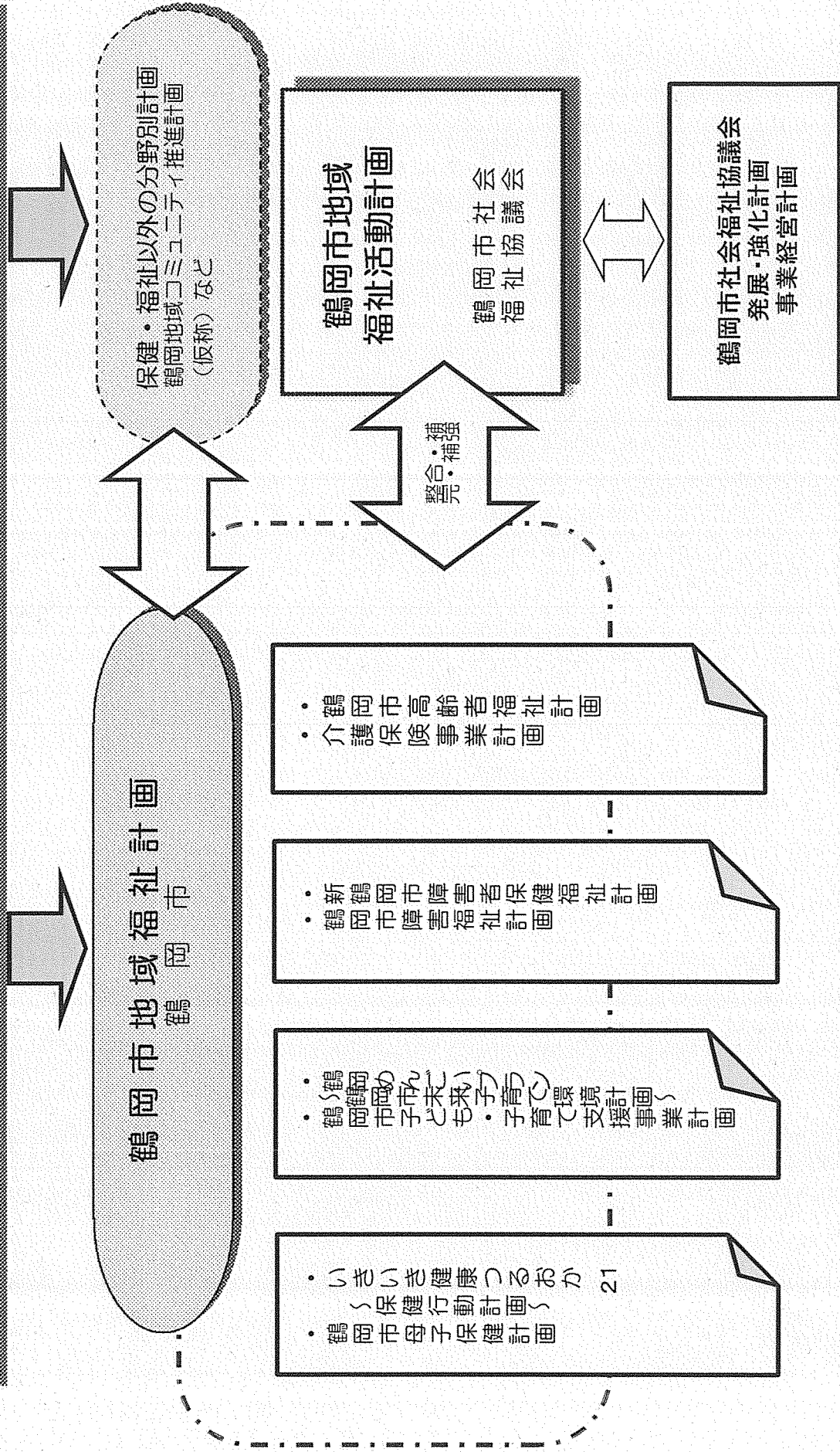
資料 4

部会名	主な協議内容	担当委員 ※敬称略	アドバイザー
1 支え合いの仕組みづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域包括ケアシステムに関すること</li> <li>・住民主体による見守り・支え合いに関すること</li> <li>・認知症支援に関すること</li> <li>・介護予防、日常生活支援総合事業に関すること</li> <li>・災害発生時の支え合い等に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>	①佐藤 智志 (コミュ組協議会) ②佐々木 栄三 (町内会連合会) ③橋本 正輝 (自治振興会連協) ④勝木 正人 (羽黒区長会) ⑤佐藤 美喜雄 (学区・地区社協) ⑥武田 憲夫 (医師会) ⑦照井 和 (消防団) ⑧千田 洋子 (保健衛生推進員会)	
2 生活困窮・権利擁護部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若者のひきこもり支援に関すること</li> <li>・社会的孤立者への支援に関すること</li> <li>・貧困に関すること</li> <li>・障がい者支援に関すること</li> <li>・権利擁護に関すること</li> <li>・居住支援に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>	①三浦 辰雄 (民児協連合会) ②佐藤 しおり (子育て支援) ③神田 秀人 (こころの医療C) ④橋本 廣美 (手をつなぐ親の会) ⑤池田 徳博 (弁護士会) ⑥佐藤 真紀 (居宅会支援部会) ⑦白幡 康則 (ふきのとう) ⑧阿部 俊夫 (ランドバンク)	
3 応援団づくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア活動に関すること</li> <li>・福祉教育 (学習) に関すること</li> <li>・社会福祉法人の社会貢献に関すること</li> <li>・人材発掘、養成に関すること</li> <li>・居場所づくり等に関すること</li> <li>・その他</li> </ul>	①小林 達夫 (老人ク連合会) ②櫻井 好和 (ボラセン運委会) ③富樫 毅 (前市社協会長) ④佐野 治 (東北公益文科大) ⑤石原和香子 (まちづくり塾) ⑥佐藤佐保子 (特養連絡協議会) ⑦吉宮 哲史 (青年会議所) ⑧田口比呂貴 (地域おこし協力隊)	

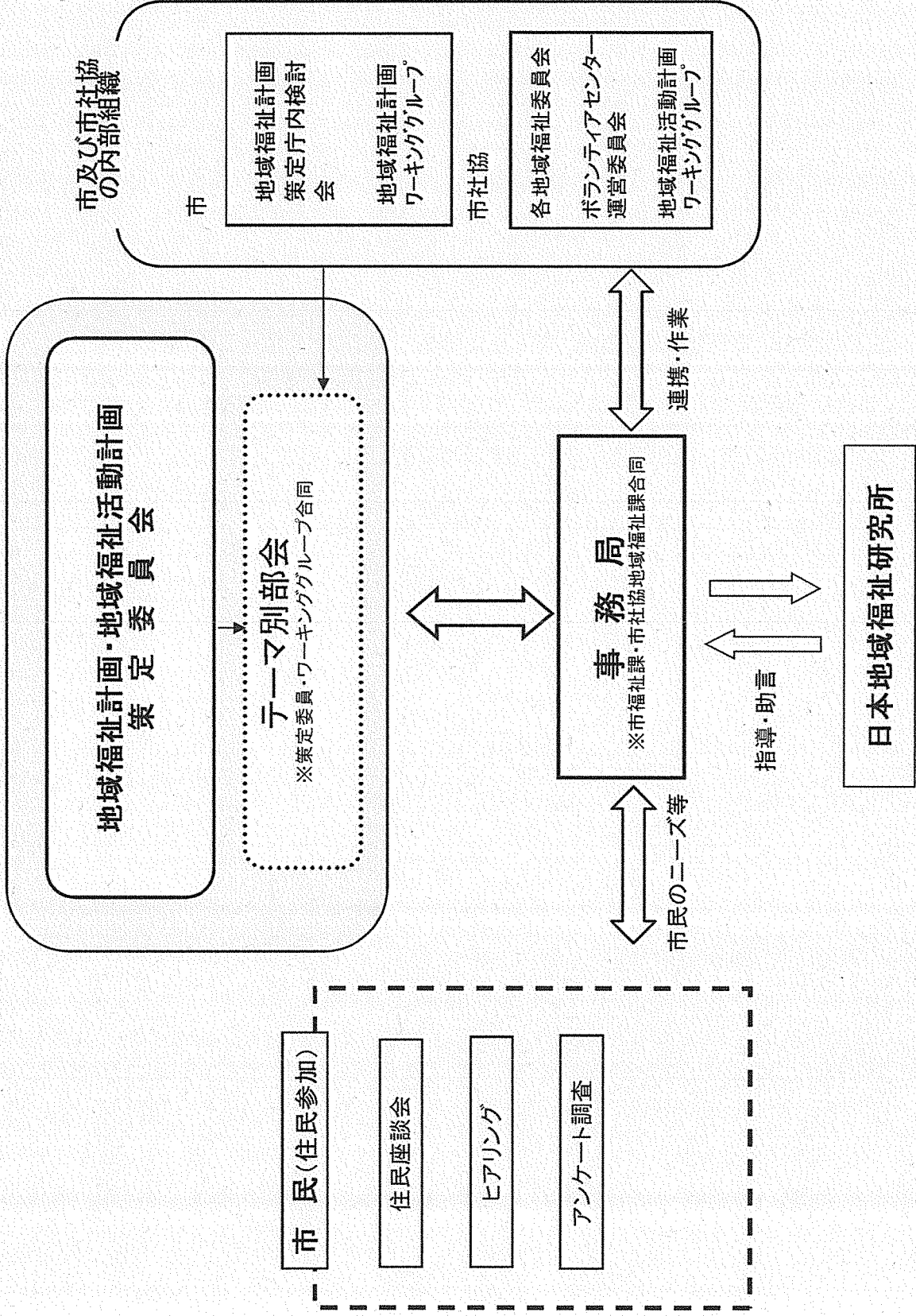
◎次期地域福祉計画・地域福祉活動計画位置づけイメージ

生命いきいき文化都市創造プラン  
(鶴岡市総合計画)

平成27年8月1日  
第1回鶴岡市地域福祉計画  
・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会  
資料 5



# 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定体制



地域福祉計画・地域福祉活動計画策定作業体制及びスケジュール

平成27年8月現在

作業体制 / 月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
策定委員会		第1回 策定委員会 (旧計画の概要、 これからの地域福 祉について、体 制・ガバナンス確 認)		第2回 策定委員会 (旧計画の検証・ 課題整理の報告、 意見交換)		第3回 策定委員会		第4回 策定委員会	
テーマ別部会 (策定委員とワーキンググループ による合同部会)				第1回 テーマ別部会 (意見交換)		第2回 テーマ別部会 (意見交換)		第3回 テーマ別部会 (意見交換)	
地域福祉計画 ワーキンググループ (市職員)							計画素案検討		
地域福祉活動計画 ワーキンググループ (市社協職員)							計画素案検討		
住民座談会担当チーム (ワーキンググループ職員)									
地域福祉計画策定 庁内検討会 (市関係部課長)	第1回 庁内検討会							第2回 庁内検討会	
事務局	関係機関へのヒア リング		アンケートの実施			計画素案作成		パブリック コメント	計画策定 計画書印刷

①本市の状況、特性、課題の把握 ②計画体系の整理 ③具体的施策の整理

住民座談会による  
地域ニーズ調査